

淡路広域水道企業団議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する 条例

平成 22 年 2 月 24 日
条 例 第 3 号

改正 平成 23 年 2 月 23 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の規定に基づき、淡路広域水道企業団議会議員(以下「議員」という。)の議員報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第 2 条 議員の議員報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 議長 年額 25,000 円
- (2) 副議長 年額 22,000 円
- (3) 前 2 号に掲げる議員以外の議員 年額 20,000 円

(議員報酬の支給)

第 3 条 前条の議員報酬は、その職に就いた日から、その職を離れた日まで支給する。

- 2 前項の場合において、その職に就き、又はその職を離れた現日数を基礎とする日割計算により支給する。
- 3 議員報酬は、毎年度末までに支給する。

(費用弁償)

第 4 条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

- 2 旅費の種類及びその額は、淡路広域水道企業団職員等の旅費に関する条例(平成 11 年淡路広域水道企業団条例第 6 号。以下「職員等の旅費条例」という。)を適用し、車賃、旅行諸費及び宿泊料については、企業長相当額とする。
- 3 前項の旅費を計算するときの経路の起点は、当該議員の住所又は居所とする。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、旅費の支給については、職員等の旅費条例の規定を準用する。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(旅費の特例)

- 2 旅費の支給については、第 4 条の規定にかかわらず、当分の間、構成団体の全部を招集する会議(企業団議会等)については支給しないものとする。

附 則 (平成 23 年 2 月 23 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行する。